

## CSR経営基盤



三井物産は、CSRを総合商社としての本業を通じて社会に価値を提供し、持続可能な地球社会の発展に積極的に寄与することであると考えています。またその責任を果たすためには、社員一人ひとりが当社の目指す仕事の価値観である「良い仕事」とは何かを常に意識し、実践していくことが重要です。本業を通じて継続的に社会に貢献し、社会から信頼される企業であり続けるには、その基盤となるコーポレート・ガバナンス体制や内部統制の整備が欠かせません。当社は、「良い仕事」の実践に必要な不可欠なCSR経営基盤の確立に向け、コーポレート・ガバナンス体制の充実やグローバル連結ベースでの内部統制の整備・向上に取り組むとともに、社員一人ひとりに人権意識やコンプライアンス意識を徹底させるべく体制強化を図っていきます。

### コーポレート・ガバナンス: コーポレート・ガバナンスと内部統制

三井物産は、社会から信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンス体制の充実とグローバル連結ベースでの内部統制の整備・向上に取り組んでいます。

特に内部統制に関しては、コンプライアンスの徹底を重要な課題と認識しています。

### コーポレート・ガバナンスと内部統制の体制および実施状況

#### コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役会設置会社の形態を採用しています。株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレート・ガバナンスを実現するため、以下の体制を構築しています。

1. 取締役会は経営執行および監督の最高機関であり、その機能の確保のために、当社は取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数にとどめるものとしています。また、社外取締役・社外監査役が委員として参加する諮問委員会としてガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会を取締役会の下に設置しています。
2. 監査役は株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査します。この目的のため、監査役は社内の重要会議への出席、各種報告の検証、会社業務の調査など多面的かつ有効な監査活動を展開し、必要な措置を適時講じます。

コーポレート・ガバナンスの要件のひとつである「透明性と説明責任」の確保のために、当社は、社外取締役および社外監査役の視点を入れての経営監督および監視機能の強化を図るとともに、情報開示にかかわる内部統制体制を整備し、公正開示の原則の下、役職員が説明責任の遂行にあたることとしています。また、「経営執行と監督機能の分離」のために当社は執行役員に業務執行の権限を大幅に委譲した上で、取締役会が執行役員の業務執行を監督します。国内の12営業本部および海外の3地域本部のそれぞれを統括する営業本部長および地域本部長は、同時に執行役員でもあり、連結グループの機動性ある業務執行にあたります。

取締役は2013年6月の株主総会終了時で13名です。そのうち、社外取締役には4名を選任しています。

監査役は5名で、常勤監査役2名と社外監査役3名から構成され、さらに監査役の職務遂行を補助する組織として監査役室を設置しています。監査役は取締役会をはじめとする社内重要会議に出席し、議事運営や決議内容などを監査するほか、国内外支社店や重要関係会社への往訪監査などを行っています。



## コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制に係る基本原則であり、併せて本邦会社法における内部統制システムの観点から当社の体制を記述するものです。

2006年4月1日施行(2012年4月1日改正)

## コーポレート・ガバナンス: コンプライアンスとリスクマネジメント

三井物産は、信用こそがビジネスの基本であり、信用を守る必要条件がコンプライアンスであると考えます。三井物産グループが真に社会から信頼される企業グループであり続けるために、社員一人ひとりにコンプライアンス意識を徹底するとともに、グローバル・グループベースでのコンプライアンス態勢構築に取り組んでいます。

## コンプライアンス態勢構築に向けた取組み

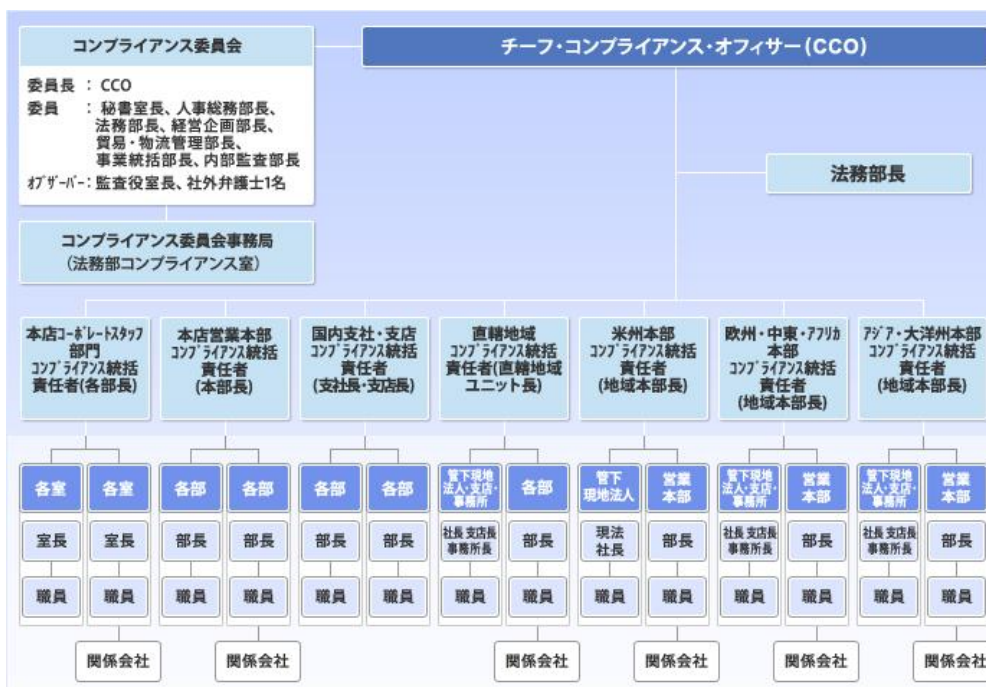
### 三井物産役職員行動規範

三井物産役職員行動規範は、法令遵守と企業倫理の観点から企業としての社会的責任を果たし、ステークホルダーの信頼を得るために社員一人ひとりが日常の業務や活動においてどう行動すべきかについて規範として具体的に定めたもので、2001年2月に制定して以来、時代の変化に合わせて改訂を重ねてきました。研修やeラーニングにより全社員にその内容の周知を図るとともに、一人ひとりの社員が規範を遵守する旨を約束する誓約を行っています。グループ会社においても、それぞれの事業形態に合わせて、「三井物産役職員行動規範」を基に、各社個別の行動規範を制定・導入しています。また、海外では、それぞれの国の法令や慣習などを反映した地域ごとの行動規範を設けています。

### 三井物産役職員行動規範

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 1. 法令の遵守及び人権の尊重      | 7. 輸出入手続・各種業法の遵守 |
| 2. 職場環境及びセクシャルハラスメント | 8. 会社資金と会計報告     |
| 3. 独占禁止法等の遵守         | 9. 献金・寄付等        |
| 4. 利益相反行為及び公私のけじめ    | 10. 社会貢献         |
| 5. 贈答・接待             | 11. 環境保全         |
| 6. 情報の取扱い            | 12. 反社会的勢力への対応   |
|                      | 13. 報告及び処分       |

その他、経営理念、報告・相談方法、コンプライアンス体制図、国連グローバルコンパクト、CSR基本方針、環境方針、社会貢献活動方針を掲載。



## コンプライアンス体制

チーフ・コンプライアンス・オフィサー（COO）の指揮・監督の下、コンプライアンス・プログラム統括部署である法務部コンプライアンス室が中心となって、国内外の各本部および支社支店等に任命されたコンプライアンス統括責任者と連携しながら、グローバル・グループベースでコンプライアンス意識の徹底、コンプライアンス・プログラムの整備・強化、コンプライアンス関連案件への対応を行っています。

また、コンプライアンス関連全般についての協議を行う場として、コンプライアンス委員会を設置し、社外弁護士の参加の下、当社グループにおけるさまざまな課題について話し合い、その内容についてはイントラネットに公開しています。

具体的な施策として、営業現場での管理の徹底、業務プロセス上のコントロール強化および人材流動化促進などの取り組みを着実に実行し不祥事防止に努めています。

## コミュニケーションの円滑化と内部通報制度の整備

コンプライアンスの本質は、経営理念や価値観を反映した風通しの良い職場環境をつくり、円滑なコミュニケーションを通じて問題の発生を予防していくことにあります。一方、万が一問題が発生した場合は、直ちに上司または関係者に報告・相談し、迅速に適切な処置を施す必要があります。

コンプライアンスに関する職制ラインおよび職制外の報告・相談ルートとして、社外弁護士や第三者機関（匿名可）も含めた8つのルートを設置しています。また、内部通報制度規程を整備して、報告・相談により個人が不利益を受けることのないことを明確にしています。国内グループ会社については、当社が指定した社外弁護士および第三者機関を各社の社外報告・相談受付窓口として使えるようにするとともに、内部通報制度の適切な設置・運営に関する指導を行うことを通じ、グループ会社の問題を安心して報告・相談できる仕組みを整備しています。さらに、海外拠点、ならびに海外グループ会社についても、各地域のコンプライアンス統括責任者が中心となり、現地の法令や特性を考慮しつつ報告・相談ルートの整備を進めています。

## コンプライアンス教育・研修

社員のコンプライアンス意識のさらなる徹底とコンプライアンス実践に必要な知識・情報の周知を図るため、当社では各種のコンプライアンス教育・研修を実施しています。

2012年度も、新入社員向け・担当職向け・業務職向け・管理職向けといった職層ごとのコンプライアンス研修、海外赴任やグループ会社出向を前にした社員を対象とした研修、国内外の重要法令についての説明会などを実施しました。グループ会社役員向けのコンプライアンス研修にも積極的に取り組んでいます。また、2012年度も、三井物産国内勤務者を対象にコンプライアンスハンドブックによる学習と学習度を確認するためのウェブ診断テストを実施し、当社役職員が日常業務を遂行していくうえで身に付けておくべき最低限のコンプライアンス関連知識の浸透を図りました。海外拠点・海外グループ会社でも、それぞれの地域性を踏まえたコンプライアンス教育・研修が実施されています。

## コンプライアンス意識調査

役職員のコンプライアンス意識の浸透を評価するために、本体含めた連結ベースで必要に応じてアンケート調査を実施し、その結果をさまざまな施策立案・実行に役立てています。

## その他の取り組み

その他にも、グループレベルでのコンプライアンス徹底の観点から、重要国内関係会社を個別訪問。各社の抱える課題を把握し、当社における自主自立的なコンプライアンス・プログラムの整備・運用に繋がる助言を提供しています。

2013年度も、グループ会社におけるコンプライアンス・プログラムの整備・運用がさらに実効性を持って浸透するよう支援すべく、情報交換をより一層密にする取り組みを継続し、グループ全体でのコンプライアンス重視の姿勢が日常化することを目指していきます。

## 個人情報保護対応について

三井物産では、関係会社を含めた連結管理体制強化のために、個人情報保護の観点からも、情報セキュリティ対策や教育・研修(e-learnig、対面セミナー等)を通じて事故防止に努めています。

個人情報保護管理体制は、チーフ・プライバシー・オフィサー(CPO)の下にCPO事務局を設置し、当社の「個人情報保護方針」「個人情報保護規程」を踏まえて、全役職員への周知徹底や日常業務における個人情報保護に関する問い合わせ対応をはじめとして、さまざまな課題に取り組んでいます。

当社および当社関係会社は多様な商品を取り扱っており、とりわけB to C(Business to Consumer)と称される消費財の事業分野を中心に、個人情報の取り扱いが多く、その保護、管理に細心の注意を払っています。当社では情報漏洩発生に備えた対策本部を整備するとともに、情報漏洩事故を引き起こさない様、社内各部署の「個人情報管理担当者」による管理状況のチェックを実施しています。

## 「安全・安心」への対応

消費者の安全・安心を担保するために、消費者庁が設置され、消費者の生活に関係の深い法令を所管することとなりました。これら法令の求めるところの究極は、消費者に安全・安心を提供することであり、安全と安心は事業推進の大前提であると認識しています。

消費生活用製品について、「消費生活用製品取扱方針」および「消費生活用製品取扱規程」を定め、さらに営業本部ごとの細則を作り消費生活用製品を取り扱っています。

また、食料については、先進国の中では食料自給率が最低と言われるわが国の食料の確保に努めていますが、食糧本部、食品事業本部では内規および安全管理基準を制定、データベースを構築して海外における生産の段階にも目を配り、最優先事項である食品の安全・安心の確保に取り組んでいます。当社では継続的に社員および関係会社社員に対して「食の安全セミナー」を開催、原産国や品質・等級などの適正表示とトレーサビリティの強化を推進し、不祥事防止に努めています。

消費生活用製品および食料以外の品目についても同様に、当社は安全と安心を最優先する姿勢で臨んでいます。

### 消費生活用製品取扱方針

#### 消費者の重視並びに製品安全確保の重視

当社は、消費生活用製品を製造、輸入、或いは国内販売するに当たり、高性能製品や低廉な製品を製造、輸入、或いは販売することを追求するだけでなく、消費者の立場を重視し、安心して消費者が使用できる安全な製品を取扱うことを優先事項として位置づけます。又、この方針は、当社が掲げる経営理念(Mission, Vision, Values)にも合致するものであり、当社が推進する「良い仕事」に繋がるものでもあります。

#### 管理体制の整備・運用

当社は、本方針に沿った運用を実施すべく、適切なリスク管理体制を整備し、製品事故発生時の情報収集・伝達・開示体制、製品回収の体制の維持・向上に努めてまいります。

## 情報リスクマネジメント

大切な資産である情報の適切な管理は当社にとって必要不可欠であるという認識の下、情報セキュリティ方針に基づき、チーフ・インフォメーション・オフィサー(CIO)を委員長とする情報戦略委員会の下部組織である情報リスクマネジメント部会にて、統合的な情報リスクマネジメントを行っています。

制度的には、ユーザ向けの「情報管理規程」、システム管理者向け「ITセキュリティ規程」を整備し、情報リスクマネジメントの運営・管理を実施するとともに、順次セルフアセスメント、e-ラーニング等を行い、啓発活動を継続致します。

物理的には、社員証や入館証のICカード化による入退館管理システムによる事務所環境に対する安全処置、情報端末にはハードディスクの暗号化や紛失時の遠隔データ消去等の情報漏えい防止策を実施しております。

## CSR 関連リスクマネジメント

経済のグローバル化、情報化、および企業の社会的責任に対する意識の高まりなどにより、企業のビジネスチャンスとリスクはますます多様化し増大しています。この状況を踏まえ、当社では、社会情勢やビジネスモデルの変化に的確に対応し、定量および定性の双方から総合的にリスクを管理するため、環境・社会・ガバナンスなどに関連する定性リスクの高い事業領域を「特定事業」と定め、「特定事業管理制度」に則り慎重な事業推進を図っています。具体的には、新規に開始する案件につき社内審査を行い、必要に応じて「CSR推進委員会」や「環境諮問委員会」より、案件の推進可否と良質化に関する答申を受け、最終的に代表取締役による稟議決裁をもって推進可否を決定しています。「環境諮問委員会」の委員は、地球温暖化、環境修復、水・エネルギー等の環境施策、技術動向に幅広い知見を有する社外有識者や弁護士等を中心に選定しています。

2012年度は、78件の個別案件について「特定事業」に該当するか否かの判定を行い、その結果該当と判定された33件の案件について、同制度に則り個別に社内の審査を行いました。内訳は、「環境関連事業」が12案件、「メディカル・ヘルスケア・バイオ倫理関連事業」が2件、「補助金受給案件」が19案件でした。2012年度より、「環境関連事業」の対象を拡大したため、従来以上に多くの案件が「特定事業」に該当することになりました。2013年度につきましても、新設した事業支援ユニットを通じ、特定事業案件組成の早期段階から、包括的かつメリハリのあるリスク管理を目指していきます。

なお、公共性が高く、プロセスの透明性が求められるODA商内については、「ODA商内管理制度」に基づき、必要に応じて「ODA案件審議会」で審議のうえ、適切なリスク管理を行っています。

### 特定事業管理制度対象の事業領域

事業領域	審査のポイント
	<b>事業共通</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業そのものの意義、社会的価値</li> <li>● 当社がその事業を行うことの意義</li> </ul>
<b>1 環境関連事業</b>  環境への影響が大きい事業全般 【例】CDM 事業（クリーン開発メカニズム事業）、バイオマス利用事業、リサイクル事業、排水処理事業など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該事業による環境および社会への貢献</li> <li>● 付帯する環境負荷への対応策、安全の確保</li> <li>● 開発事業の場合、現地住民をはじめとする関係者への配慮と理解の取り付け</li> <li>● 環境法令・指針との整合性 など</li> </ul>
<b>2 メディカル・ヘルスケア・バイオ倫理関連事業</b>  メディカル領域及びヘルスケア領域に関連する事業、ならびにヒトゲノム・遺伝子解析・遺伝子組み換えなどに関わる技術開発、またはこれらの技術を利用した商品に関わる事業 【例】メディカル・ヘルスケア分野で公共性の高い事業（シニアリビング事業、調剤薬局事業）、遺伝子解析技術を応用した新薬開発など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 三省指針（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針；文科省・厚労省・経産省）に基づく倫理審査</li> <li>● 研究現場の倫理委員会での承認、インフォームドコンセントの取得など、プロセスの確認 など</li> </ul>
<b>3 補助金受給案件</b>  内外官公庁などから直接あるいは間接的に補助金を受ける全案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社経営理念に照らした評価</li> <li>● 社会への影響と説明責任、プロセスの透明性の確保</li> <li>● ステークホルダーの利害の把握、それに対する配慮、対応</li> <li>● 中長期にわたる公益性の高い事業の、事象者としての責任と対応能力</li> </ul>
<b>4 公共性の高い事業</b>  公序良俗・当社経営理念・その他 CSR 関連事項に抵触するリスクの高い案件 【例】機微な個人情報を取り扱う事業、パブリックビジネス（PFI、指定管理者制度、市場化テストなどに基づく事業）など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社経営理念に照らした評価</li> <li>● 社会への影響と説明責任、プロセスの透明性の確保</li> <li>● ステークホルダーの利害の把握、それに対する配慮、対応</li> <li>● 中長期にわたる公益性の高い事業の、事象者としての責任と対応能力</li> </ul>

## 人権への取り組み

三井物産は、世界中の国や地域でグローバルに事業を展開していることから、国際基準に則った人権に対する配慮はCSR経営の基盤であると考え、世界各国・地域の文化、伝統、慣習の理解に努め、国際的基準を支持し人権を尊重することを、当社のCSR基本方針としています。

三井物産役員行動規範では、国際社会の一員としての自覚を持ち、各国の文化、習慣、歴史をよく理解尊重し、人権を尊重し、人種・信条・性別・社会的身分・宗教・国籍・年齢・心身の障害などに基づく差別をしないことを規定し、その遵守を求めています。さらに、あらゆる差別やセクシャル・ハラスメント防止対策などについて、コンプライアンス研修等を通じて階層ごとに意識のさらなる徹底を図っています。

また、世界的に確立された「世界人権宣言」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO(国際労働機関)宣言」などの国際規範を支持しています。

## 国際規範について

### 1. 世界人権宣言の支持

世界人権宣言は、人権および自由を尊重するため、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。本宣言は、1948年12月10日の第3回国連総会において採択されました。本宣言に続き、国際人権規約を構成する「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」および「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」が1966年12月16日の第21回国連総会に採択されています。同規約は世界人権宣言に示された諸権利の大半を承認し、それらをより詳細に規定したものです。日本は、1979年6月に両規約を批准しています。当社は、世界人権宣言および国際人権規約を構成する社会権規約および自由権規約を支持しています。

### 2. ILO中核的労働基準の支持

国際労働機関(ILO)は、国際労働基準を設定することを目的として1919年に設立された国際機関です。ILOは、労働における人権、労働安全衛生、雇用政策および人的能力開発など、労働に関連する幅広いテーマに関し、政府、使用者および労働者の代表(三者構成)が構成員として協議を行い、ILO条約や勧告の採択を行います。

1998年には、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を採択しました。

これは労働者の基本的権利(ILO中核的労働基準)として4分野8条約(結社の自由及び団体交渉権/第87号・第98号、強制労働の撤廃/第29号・第105号、児童労働の実効的な廃止/第138号・第182号、雇用及び職業における差別の撤廃/第100号・第111号)を規定しています。

当社は、ILO中核的労働基準を構成する8条約を支持しています。

### 3. 先住民への配慮

三井物産が事業を行うにあたっては、事業活動を行う国や地域の法律、また「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や「独立国における原住民及び種族に関する条約(ILO第169号)」等の国際基準に則り先住民の人権や文化に対する配慮に努めています。

例えば、豪州における森林資源事業において、先住民アボリジナルに対して当社のプロジェクトがどのような影響をもたらすのか、問題が見つかった場合の解決策はあるのか、といったデューデリジエンスを実施したり、アボリジナル遺跡を破壊することにならないか文化保護の観点から事前調査を行ったりしています。

またブラジルにおける鉄鉱石事業では、アマゾン先住民(パルケテジェ族など)との対話を図り相互尊重を重視しています。

国内では、(社)北海道アイヌ協会平取支部と協定を締結。三井物産の森である沙流山林の先住民アイヌ民族の文化の保全、振興活動を行っています。

### 4. 警備会社の起用に関するガイドライン

国連は加盟国が警察官や軍当局等の法執行官の適切な役割を徹底・促進させ、その職務遂行において人間の尊厳を尊重・保護することを支援すべく、1979年12月に「法執行官のための行動綱領」を採択し、さらに1990年8～9月には法執行官による武力行使および銃器の使用に関する規則として「法執行官による武力及び銃器の使用に関する基本原則」を採択しています。

当社は、「法執行官のための行動綱領」および「法執行官による武力及び銃器の使用に関する基本原則」の内容に沿って警備会社を選定しています。

## 人権・労働に関するマネジメントシステムについて

当社は、人権や労働問題に対する役職員の意識向上を目指し、本店営業本部やコーポレートスタッフ部門、および国内外の各組織(支社・支店、現地法人および連結子会社)を対象に、国連グローバルコンパクト(国連GC)の社内順守状況調査を隔年実施しています。調査項目は、

1. 国連GCの内容を理解しているか
2. 国連GCの10原則に抵触する事実はあるか、もしある場合はその内容や対応策

について回答を求めているものです。

本調査の結果、国連GCの内容の理解に著しく欠ける部署があると判明した場合、当該部署向けに国連GCの研修を追加で実施する等の措置を講じています。

今後も本調査を継続して行い、また国連の人権理事会による審議のために提出された「ビジネスと人権に関する指導原則(人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書)」も参考にしつつ、人権・労働に関する社内意識の一層の向上を目指していきます。

## サプライチェーンへの取り組み

世界各国で多様なバリューチェーンを構築し、機能・サービスを提供している三井物産は、社会が直面する人権・労働、地球環境問題など、サプライチェーンにおけるさまざまな課題の解決に向けて、取引先とともに社会の要請に応えていきます。

## サプライチェーンマネジメント

三井物産は、世界中で多様なサプライチェーンを構築し機能・サービスを提供しているため、環境負荷に配慮するグリーン調達にとどまらず、法令遵守、人権尊重、労働安全・衛生、商品・サービスの安全・安心の確保などに努めています。CSRにかかわるサプライチェーンの課題の把握と解決を目指し、当社は、2007年12月に「サプライチェーンCSR取組方針」を策定し、取引先に対して周知を図るとともに同方針への理解を要請してきました。今後もサプライチェーンにおけるさまざまな課題を見据えつつ、取引形態、国、業界の特性を踏まえて重点分野を抽出し、サプライチェーンマネジメントの強化に努めます。

### サプライチェーンCSR取組方針

1. 三井物産は、事業活動を通じて関与するサプライチェーンが抱える課題の把握に努め、ステークホルダーの意向を尊重しながら、その解決に向けて働きかけることで、持続可能な社会の構築への貢献を目指します。
2. 三井物産は、サプライヤーをはじめとする取引先に対して、以下に掲げる項目の理解と実践を求め、サプライチェーンの組織的な能力の向上を支援します。
  1. 当該国における法令遵守、国際的なルール・慣行に配慮した公正な取引および腐敗防止を徹底する。
  2. 人権を擁護し、人権侵害に加担しない。
  3. 雇用における差別を行わない。
  4. 従業員の団結権及び団体交渉の権利を尊重する。
  5. 強制労働・児童労働・不当な低賃金労働を防止する。
  6. 地球環境の破壊と汚染を防止する。
  7. 労働・職場環境における、安全・衛生を確保する。
  8. 商品・サービスの安全・安心を確保する。
  9. 上記に関する、適時・適切な情報開示を行う。



## 「サプライチェーンCSR取組方針」への対応状況

以下の2つを柱として本方針へ取り組んでいます。

### 1. 全社一律の調達先宛出状

2008年度より、当社営業本部、海外拠点および当社子会社の全調達先(累計31,000社超)に対し、本方針への理解と協力を要請する書状を送付し、当社方針の周知を図っています。書状は日本語、英語のほか4つの外国語版も作成し(中、仏、西、葡)各現場担当からの説明や関連会社ウェブサイトへの掲載などにより、一層の浸透を継続推進しています。

### 2. 個別対応

本方針への対応を進めるに当たっては、取引先との双方向のコミュニケーションを重視し、必要に応じて共同して改善策を検討していくことで、信頼関係の構築とサプライチェーンの強化を図っていきたくと考えています。

当社は農産物や消費財をリスクの高い分野とみなしているため、2011年度は、本分野の取引先を対象に、人権侵害や児童労働、環境への配慮などを中心とする調査を行いました。コーヒーやココア等の農産物の取引先(39社)および繊維製品等の消費財の取引先(153社)に対するアンケート調査を行うとともに、繊維製品の取引先5社に対してはアンケートに加えて直接ヒアリングを実施した結果、本方針に抵触する取引先はありませんでした。

## 今後の対応

今後も新規調達先と取引を開始する際に都度書状送付し、当社および当社子会社の全調達先に本方針への理解を継続的に要請していきます。

また、こうしたサプライチェーンにおける人権・労働等の問題に対する社員の感度を高め、問題の発生を未然に防ぐため、新入社員や管理職社員を中心に意識啓発・研修(2012年度の受講者数:121名)を継続的に実施するとともに、本方針に抵触する、あるいは抵触が懸念される事業の実態の把握に努め、調達先に対して本方針への理解と状況の改善を求めています。

尚、本方針に抵触することが判明した事業への対応については、先ず当該調達先に状況の改善を促すとともに必要に応じて当社より支援を提供し、事態の改善に努めます。然しながら調達先の状況に改善が見られない場合は、契約解除を含めた対応を検討のうえ、取引継続の是非を判断する方針です。

また、来期からは重点分野・国などを設定しメリハリのきいた対応を強化するべく検討中です。

## コーヒー生豆安定供給のための取り組み



ブラジルで使用されるコーヒー豆の収穫機

コーヒーの生産は、霜害や干ばつ、乾季の降雨等の天災に大きく左右され、また需給バランスで価格が決まる相場商品のため生産者の収入が安定しないこと、またその多くはかつて植民地であった途上国で栽培されていることなどからサプライチェーンで取り上げられることが多い農作物です。

三井物産は、中南米諸国、東南アジア、アフリカなど世界各地から厳選された高品質コーヒー生豆の安定供給を実現、品質と価格の適正なバランスを図ることを目指しています。

特に、ブラジルでは三井アリメントス(100%子会社)を拠点に、優良生産者とのアライアンスを構築し、サプライチェーンの各段階で「顔の見える取引」を実現することで、高品質生豆の安定供給体制を構築しています。

一例として、ブラジルセラード地区のパウ農園では、海外へのマーケティング・販売を三井アリメントスと協力し、当社が全面的にサポートしています。元エンジニアでもある日系2世のオーナー／フクダトミオ氏は、「改善」「5S」の品質管理概念のもと厳しく誠実なコーヒー作りに専念し、今では同国有数のスペシャルティコーヒー農園となり、当社協力の下、日本のみならずアジア諸国へと販売を拡大しております。

パウ農園では従業員を大切にし、労働の質を向上させることで品質向上につなげています。「丁寧な仕事はモチベーションから生まれ、モチベーションは従業員への待遇と教育によって生まれる」とのトミオ氏理念の下、トラクターの運転席にエアコンを装備するなど職場環境を充実し、5S活動を徹底することで従業員自らが職場環境を改善する取り組みが進んでいます。また、消費国の動向やコーヒーに関する基本情報等は研修を通じて説明し、従業員のコーヒーに対する理解を深める努力を続けています。ス様な取り組みを通じ、質の高い従業員教育に注力することで、結果として他農園より安定した雇用を維持しています。

また、「改善」をスローガンに、より良いコーヒーを生産するため積極的に最新技術を導入し、新しい手法や品種の使用を試みる創意工夫を絶えず行っていることもパウ農園の大きな特徴です。灌漑設備を導入し、干ばつ対策とともに開花時期をコントロールし、収穫時期を分散させることで効率的な労働力の活用や、GPSを用いた土壌改良技術等の導入はその一例です。

当社は、こうしたさまざまな取り組みから生まれた高品質なコーヒーを、生産者の想いとともに消費者の皆さまにお届けしています。農園オーナーには2年に1回程度来日していただき、コーヒーショップや飲料メーカーの方々との直接対話の機会を作り、常に消費者が求めているコーヒーへの理解を深める努力を行うとともに、顔が見えるバリューチェーン構築に向けた取り組みを行っています。



Fazenda Bau農園主であるFukuda family

## 木材調達での取り組み

### 法令遵守の徹底と信頼性の向上

違法伐採による森林の減少、生物多様性や森林生態系の減少・劣化は深刻な状況であり、大きな環境問題となっています。日本は違法伐採対策として、平成18年からグリーン購入法により政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材とする措置を開始しました。

住宅建材や製紙資源など木材製品の安定供給を担う当社では、世界各地のさまざまな取引先の協力のもと、違法に伐採された木材が含まれないよう、取引にあたってはその合法性の確認に努めています。

例えば、豪州植林事業・木材チップ加工事業においては、FSC™／PEFCに基づく環境管理・運用手順書を整備し、信用できる植林業者を選定しているか、薬剤による土壌汚染など自然破壊を起こしていないか、伐採跡地の植林義務を果たしているか等を定期的にチェックしています。また、当社関係会社である三井住商建材はFSC™／PEFC認証材やCoC認証材メーカーの製品売買に努めています。



ウェスタンオーストラリア州バンバリー港およびウッドチップ加工工場全景

## アパレル事業での取り組み

### 「サプライチェーンCSR取組方針」の浸透

アパレル服飾雑貨の生産調達事業を担う当社子会社三井物産インターファッション株式会社(以下、MIF)では、アパレルメーカーに納入する製品を国内外の契約工場にて委託生産しています。

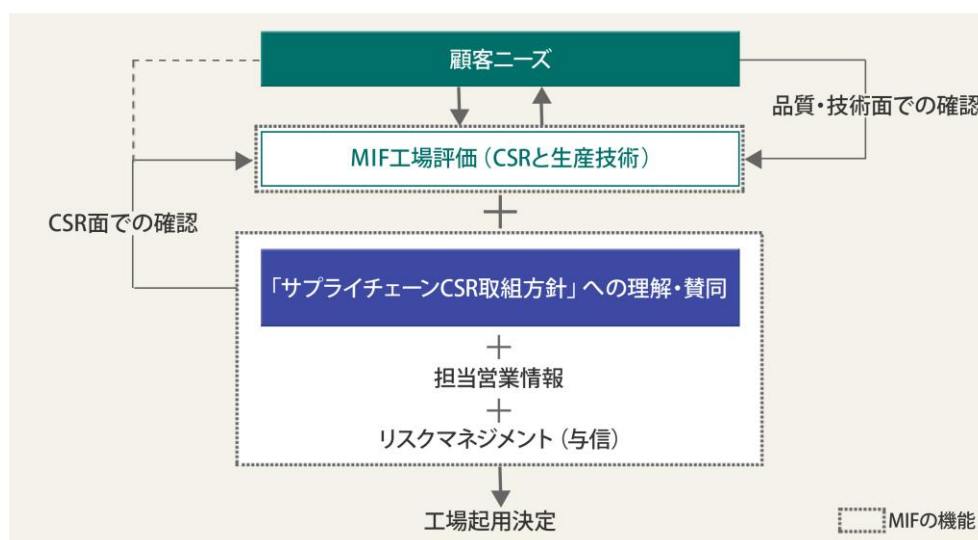
MIFでは「サプライチェーンCSR取組方針」を策定し、国内外の製造委託工場を含む全仕入先へ同方針への理解を求める書状を送付、仕入先より同方針に対する同意を取り付けることで、理解促進と定着を図っています。2013年3月現在、累計で国内2,363社、海外598社の仕入先より同方針に対して賛同を得ています。

加えて、2011年度には、国内外の主要仕入先(153社)に対して、サプライチェーン取組に関するアンケートを実施、本方針に抵触する取引先は無いことが確認されました。

また、「MIFサプライチェーンCSR説明書」を策定し、仕入先に対するサプライチェーンCSRの視点を社内で統一しています。新規に製造委託工場の起用を決定する際には、品質管理や信用リスク評価に加え、同視点に基づく公正な工場評価に努めています。

ライセンス商品の生産を委託している主要仕入先に対してはCSR専任担当を配置し、労働環境調査を進め、フィードバックを行っています。ライセンサーのCSR監査にも同行し、協働して仕入先による自主管理をサポートしています。

#### 工場起用決定におけるMIFの機能



同社では、「サプライチェーンCSR取組方針」で掲げる7項目の理解促進を目的とした社内研修を実施し、サプライチェーンCSRの概念とその必要性に関する浸透を図っています。また、国内工場における外国人労働者の雇用管理に関する社内研修を実施し、法令遵守と人権の尊重に対する認識の共有に努めています。

今後も、従来から顧客(製品納入先)ニーズが高かった品質・技術面に加えて、労働環境等のCSRの観点を含めた工場への働きかけを継続していきます。仕入先との日々のコミュニケーション、また、フィードバックを通じた「気づき」を重ねることで、適切な労働環境の構築を支援し、サステナブルな環境の実現を目指します。



MIF製造委託工場(ベトナム)の縫製ライン及び検査風景

